

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

① 新ひだか町の人口構造及び産業構造

新ひだか町の人口は、平成 25 年 4 月の 24,887 人から平成 30 年 4 月の 22,847 人と 5 ヶ年で 2,040 人減少しているにもかかわらず、高齢者の構成比率が平成 25 年 4 月の 28.4%から平成 30 年 4 月の 33.3%と 5 年間で 4.9%上昇するなど少子高齢化に歯止めがかからない状況となっている（各年住民基本台帳）。

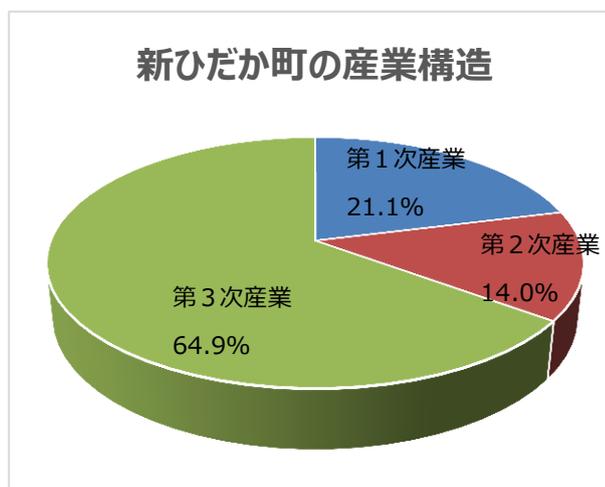
また、産業別就業者比率をみると、1 次産業は 21.1%、2 次産業 14.0%、3 次産業 64.9%となっており、1 次産業の農業及び 3 次産業の卸売・小売業等が主体の構造となっている。

人口減少等に伴い、2 次産業の建設業と製造業、3 次産業の卸売・小売業の就業者が平成 17 年の 4,494 人（建設業 1,754 人、製造業 521 人、卸売・小売業 2,219 人）から、平成 27 年では 3,111 人（建設業 1,109 人、製造業 431 人、卸売・小売業 1,571 人）と 10 年間で 30.8%の減少となっている（平成 27 年国勢調査）。

【表】新ひだか町の産業構造

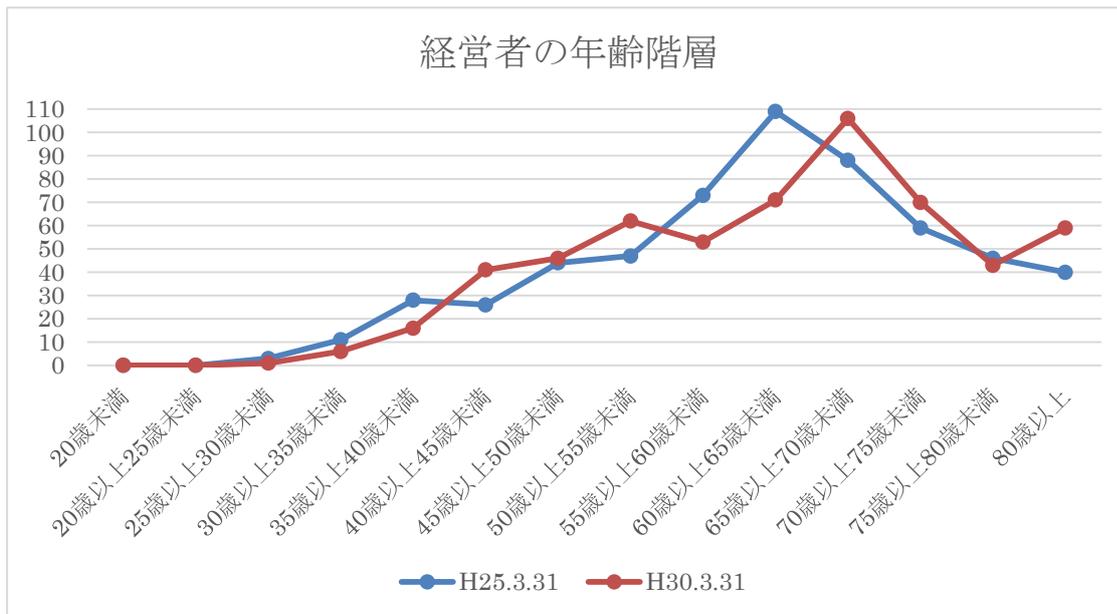
	従事者数	割合
第 1 次産業	2,355	21.1%
第 2 次産業	1,560	14.0%
第 3 次産業	7,238	64.9%

(平成 27 年度国政調査)



② 経営者の高齢化

新ひだか町の地域経済を担う町内商工業事業者数（商工会員数）は、平成 25 年 3 月の 644 事業者から、平成 30 年 3 月では 645 事業者となっており、5 年間の増減は少ないものの、経営に携わる者の高齢化が進んでおり、高齢化の占める割合は、平成 25 年 3 月の 40.6%から、平成 30 年 3 月では 48.3%となり、5 年間で 7.7%上昇している（新ひだか町商工会調べ）。



③ 設備の高年齢化

さらに、各事業者が保有する設備の高年齢化が進んでおり、新ひだか町における設備の経過年数は、国全体の中小企業の8.5年（中小企業庁調べ）を上回る14.85年となっている（大企業関連企業の設備を除く所得価格160万円以上の機械・装置。新ひだか町税務課調べ）。

④ 新ひだか町内の産業における課題

上記のように、人口減少と経営者の高齢化等の影響が町内の中小企業・事業所にくまなく及んでおり、また、設備の高年齢化は国全体よりも深刻な状況であり、地域の中小企業が衰退していく状況が危惧されることから、町内中小企業の労働生産性の向上を図るため、先端設備等の導入を支援していくことが、喫緊の課題である。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小事業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に30件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

新ひだか町の産業構造においては、ひとつの産業に偏在しているとはいいがたく幅広い設備において生産性の向上を図ることが必要であるため、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

新ひだか町内の中小企業が設備投資を行いやすい環境を整備することで、労働生産性の最大限の向上を目指すことから、本計画において対象となる区域は、新ひだか町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

新ひだか町の産業構造においては、ひとつの産業に偏在しているとはいいがたいことから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等と多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮

人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

(2) 健全な地域経済の発展への配慮

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮するものとする。